

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和3年（2021年）4月20日から令和3年（2021年）4月28日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）1月5日

熊本県監査委員 藤井 一 恵
 同 竹 中 潮
 同 内 野 幸 喜
 同 高 野 洋 介

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
健康福祉部 清水が丘学 園	<p>（報酬の支払事務について） 会計年度任用職員の報酬の支払事務について、次の課題がある。</p> <p>(1) 令和2年度(2020年度)の夜間勤務手当について、手当の認定漏れにより支給漏れが発生し、令和3年度(2021年度)に追給処理を行っている。</p> <p>(2) 令和2年度(2020年度)の日額報酬について、出退勤状況の確認を怠っていたことにより支給漏れが発生し、令和3年度(2021年度)に追給処理を行っている。</p> <p>熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例等に基づき、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>報酬支払伺いの際、担当者及び決裁権者（園長・副園長）の複数で、夜間勤務手当が入力されているか確認を行う。</p> <p>月末に必ず、出勤簿の確認を担当者及び副園長で行い、出退勤状況に変更があった場合は、報酬支払いのとりまとめを行う総務部総務厚生課に速やかに連絡する。</p>

<p>土木部 熊本港管理 事務所</p>	<p>(委託契約の事務処理について) 熊本港の漁船溜り入口の警備委託について、次の課題がある。 予定価格が10万円以下の単独随意契約による短期間での委託を、年間を通じて多数回にわたり繰り返しており、単独随意契約とする根拠や委託期間を短く設定した合理的理由が明らかでない。(全体を合計すると約180万円の委託となっている。) 業務委託契約にあたっては、契約内容や委託期間設定の理由を明確にしたうえで、本来あるべき契約方法を検討し、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>業務委託に限らず、契約を結ぶ際に、適切な期間の設定について判断が難しい場合は、関係機関(今回の場合は県警)や港湾課と協議するなど、本来あるべき契約方法について検討を行う。また、起案書に委託期間の合理的理由又は根拠が明らかになるよう詳細に記載し、金額的に契約書の作成を省略できる案件であっても、必要な場合は委託内容を具体的に示した契約書を作成する。 港湾課としても、今回の指摘を受け、全ての管理事務所に対し、その内容を明らかにした上で、改めて適正な会計処理を行うよう文書により指導した。 また、毎年開催している「港湾管理部門初任者研修会」においても改めて説明し、適正な会計処理に向け指導することとしている。</p>
------------------------------	---	---